

里親制度のご案内

里親制度は、家庭を必要とする子どもたちのための、社会のやさしい絆です。

里親ってなに？

親元で暮らせない事情のある子ども達を、家族の一員として温かく迎え入れて育ててくださる方を、児童福祉法では「里親」といいます。

里親制度は、子どもが欲しい大人のための制度ではなく、育て親を必要とする子どものための制度です。



里親の種類

(1) 養育里親

保護者がいない子ども、保護者のもとで生活することが不相当と児童相談所が判断した子どもを養育する里親です。養育する期間は、18歳の誕生日までや、保護者が子どもを引き取れるようになるまでなど、様々です。

(2) 養子縁組里親

将来、子どもとの養子縁組を希望される方についても、里親登録していただきます。養子縁組を必要としている子どもを養育していただきますが、養子縁組の成立には家庭裁判所の審判・許可が必要です。

(3) 専門里親

虐待等により心に傷を受けた子どもや、障害のある子ども、非行等の問題を有する子どもなどを、専門的な知識と技能を用いて養育していただきます。

専門里親になるには、3年以上の養育里親経験や児童福祉事業に3年以上従事した経験がある等の要件があります。

(4) 親族里親

両親その他子どもを現に養育する方が死亡、行方不明等になった子どもを、その子どもの三親等内の親族が里親となり、養育していただくものです。親族里親となるには、あらかじめ児童相談所長の許可が必要です。

どうしたら里親になれるの？

里親になるためには、県知事の認定を受けて、青森県の里親名簿に登録されることが必要です。

まずは最寄りの児童相談所にご相談ください。里親制度や申請手続き等についてガイダンスを行います。その後、家庭訪問調査と数日間の研修受講を経て、申請手続きをしていただきます。

🍀 特別な資格って必要なの？

- ①心身ともに健康であること
 - ②児童養育に対する理解と愛情を持っていること
 - ③経済的に困窮していないこと
 - ④虐待等の問題がないこと
 - ⑤欠格事由に該当しないこと
(欠格事由の詳細は児童相談所へお問合せください)
 - ⑥国で定めた研修を受講すること
- ①～⑥の要件を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。



🍀 登録すれば、必ず子どもが委託されるの？

里親委託が望ましいと児童相談所で判断した子どもについて、里親名簿の中から、子どもとの適正を考慮して、児童相談所から委託の打診をします。

里親登録順に委託されるわけではなく、登録後すぐに委託される場合も、委託されるまでに時間がかかる場合も、委託されない場合もあります。待機している子どもがいるわけではありません。

また、「男の子でなくてはいやだ」「赤ちゃんでなくてはいやだ」など、受け入れの幅が狭い場合、委託される機会はそれだけ少なくなります。

🍀 子どもを迎えるまで

児童相談所から委託の打診を行い里親さんの意向を確認したうえで、子どもとの関係作りのために面会等を繰り返し、十分な準備期間をとった後にご家庭へ迎え入れていただきます。

🍀 子どもの養育等で困った時は相談できるの？

里親さんには、児童相談所と連携しながら子どもを養育していただきます。困ったことや心配なことは各児童相談所へ遠慮なくご相談ください。また、里親支援員（里親経験者であり一定の研修を修了しています）による家庭訪問支援を受けることもできます。

🍀 里親会って何？

里親制度の普及や里親同士の親睦などを目的とした組織で、県内には各地区に5つの里親会があります。各地区里親会の連合組織としては「青森県里親連合会」、さらに「全国里親会」があります。

里親会の研修や行事に参加したり、里親サロンで経験豊富な里親さん方からアドバイスを受けてたりすることができます。

